

病 欠 届

学 校 名	石川県立小松工業高等学校
学年・科・組・番	年 科 組 番
氏 名	
受診医療機関 及び担当医	
診 断 名	
受 診 日	
療 養 日 数	月 日 ~ 月 日 (日間)
上記のとおり、病気のため欠席しました。	
令和 年 月 日 保護者氏名	自署

※この届けは、学校において感染症による出席停止の際に用います。

※医療機関受診時の**診療明細書(写)または薬の説明書(写)を裏面に貼付**してください。

生徒氏名、医療機関名、受診日、調剤日等が明記されているものとします。

※登校後は、**1週間以内に病欠届をホーム担任に提出**してください。

参考 出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条より抜粋)

○第1種 治癒するまで。

○第2種 (結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く) 次の期間。ただし病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。

- ・ 新型コロナウイルス 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・ インフルエンザ 発症した5日間を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。
- ・ 百日咳 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで。
- ・ 麻疹 解熱した後3日を経過するまで。
- ・ 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発見した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
- ・ 風しん 発疹が消失するまで。
- ・ 水痘 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。
- ・ 咽頭結膜熱 腫脹症状が消退した後2日を経過するまで。

○第3種および結核、髄膜炎菌性髄膜炎

症状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(裏面)

病院受診証明書類

生徒氏名、医療機関、
受診日等がわかるも
の、薬の説明書等を添
付します。

添 付